

教育訓練給付金制度 講座料金一覧表

R3.10.1～R4.3.31

教習車種	所持免許	領収金額(税込) ①	教育訓練経費 ②	給付金額(税込) ③(②×20%)	本人負担額(税込) ④(①-③)
大型	中型	256,950	(税抜) 213,000 (税込) 234,300	46,860	210,090
	中型8t限定	316,350	(税抜) 267,000 (税込) 293,700	58,740	257,610
	準中型	346,050	(税抜) 294,000 (税込) 323,400	64,680	281,370
	準中型5t限定	379,600	(税抜) 324,500 (税込) 356,950	71,390	308,210
	普通車	419,200	(税抜) 360,500 (税込) 396,550	79,310	339,890
中型	準中型	139,250	(税抜) 106,000 (税込) 116,600	23,320	115,930
	準中型5t限定	156,300	(税抜) 121,500 (税込) 133,650	26,730	129,570
	普通車	182,700	(税抜) 145,500 (税込) 160,050	32,010	150,690
中型8t限定解除	中型8t限定	99,550	(税抜) 82,000 (税込) 90,200	18,040	81,510
準中型5t限定解除	準中型5t限定	66,550	(税抜) 52,000 (税込) 57,200	11,440	55,110
大型特殊	大型/中型/中型8t限定 準中型/準中5t限定/普通★	102,850	(税抜) 86,000 (税込) 94,600	18,920	83,930
けん引	大型/中型/中型8t限定 準中型/準中5t限定/普通★	172,150	(税抜) 149,000 (税込) 163,900	32,780	139,370
普通二種	中型8t限定	255,200	(税抜) 218,500 (税込) 240,350	48,070	207,130
大型+大特	中型8t限定	402,000	(税抜) 351,000 (税込) 386,100 (同時割後) 371,100	74,220	327,780
大型+けん引	中型8t限定	469,300	(税抜) 414,000 (税込) 455,400 (同時割後) 438,400	87,680	381,620
	準中型5t限定	532,550	(税抜) 471,500 (税込) 518,650 (同時割後) 501,650	100,000	432,550
けん引+大特	大型/中型/中型8t限定 準中型/準中5t限定/普通★	260,800	(税抜) 233,000 (税込) 256,300 (同時割後) 244,300	48,860	211,940

【同時申込割引】

※「所持免許」はMT車になります。(「★」はAT・MT両方)

※給付金額は上限10万円です。

※同時申込割引は税込価格から割引になります。

※諸般の事情により金額が変更になる場合がございます。

教習車種	割引金額
大型+大特	15,000
大型+けん引	17,000
けん引+大特	12,000

運転できる車種

R3.10.1～R4.3.31

大型免許

車両総重量	11トン以上	最大積載量	6.5トン以上	乗車定員	30人以上
取得条件	普通・準中型・中型・大型特殊免許のいずれかを受けて3年以上				

中型免許

車両総重量	7.5トン以上11トン未満	最大積載量	4.5トン以上6.5トン未満	乗車定員	11人以上29人以下
取得条件	普通・準中型・大型特殊免許のいずれかを受けて2年以上				

中型8トン限定免許

車両総重量	8トン未満	最大積載量	5トン未満	乗車定員	10人以下
-------	-------	-------	-------	------	-------

準中型免許

車両総重量	3.5トン以上7.5トン未満	最大積載量	2トン以上4.5トン未満	乗車定員	10人以下
-------	----------------	-------	--------------	------	-------

準中型5トン限定免許

車両総重量	5トン未満	最大積載量	3トン未満	乗車定員	10人以下
-------	-------	-------	-------	------	-------

普通免許

車両総重量	3.5トン未満	最大積載量	2トン未満	乗車定員	10人以下
-------	---------	-------	-------	------	-------

厚生労働省の教育訓練給付金制度

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件をみたす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%(上限10万円)がハローワークから支給されます。

【支給対象者】

- 雇用保険の一般被保険者の方
通算して支給要件期間が3年以上であること。※ただし初回に限り支給要件期間が1年以上で受給が可能。
 - 雇用保険の一般被保険者であった方
離職日の翌日以降、受講開始日まで1年以内であること。
- ◎ 雇用保険の加入期間により、給付率と上限が異なりますので雇用保険の加入期間等、**入校前に必ずハローワークでご確認ください。**
- ◎ 給付金は、すべて講習が修了した時点で、講習修了証を発行いたしますので、講習修了証と領収書をもってハローワークに申請してください。申請後1週間程度で給付されます。